広島県人事委員会告示第一号

ことができる手続等)の一部を次のように改正する。 利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う 平成十八年広島県人事委員会告示第七号(広島県行政手続等における情報通信の技術の

令和七年一月九日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

改正する。

委員会規則第十号)規則(平成十七年広島県人事職員からの苦情相談に関する	二十四号) 「昭和四十一年広島県条例第職員団体の登録に関する条例	条例等	(略)	改正後
第二条第一項	(略)	条項		K .
	二十四号) (昭和四十一年広島県条例第職員団体の登録に関する条例	条例等	(略)	改正前
	(略)	条項		111